

2023年9月

ご利用者様 各位

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場

館長 氏森 桂三

## 公衆浴場法施行条例改正に伴う利用規則の一部変更について

平素より当水泳場をご利用いただき誠にありがとうございます。

浜松市公衆浴場法施行条例の改正に伴い、当水泳場利用規則の一部を以下の通り変更致します。皆様のご理解、ご了承をお願い致します。

### 記

#### 変更期日

2023年10月1日より

#### 変更内容(抜粋)

##### 施設利用案内

- ・未就学児(小学校就学前の者)は、必ず保護者(高校生以上、または16歳以上)同伴での入館及び施設利用をお願いします。(保護者1名に対して子供2名まで)

##### サブプール・レジャープールの利用

- ・サブプール及び屋内レジャープールは、未就学児(小学校就学前の者)が利用する場合、保護者(高校生以上、または16歳以上)の同伴が必要です。保護者の方は必ず手の届く範囲で一緒に泳いでください。(保護者1名に対して子供2名まで)

##### 風呂・更衣室の利用

- ・未就学児(小学校就学前の者)が利用する場合、保護者(高校生以上、または16歳以上)の方の同伴が必要です。保護者の方は必ず手の届く範囲で一緒にご利用ください。(保護者1名に対して子供2名まで)

以上

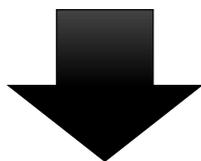
## 浜松市旅館業法/公衆浴場法施行条例を改正しました

国の指針である「公衆浴場における衛生等管理要領」等が改正されたことを踏まえ、公衆浴場等における混浴に関するトラブルを防止するために市の条例を改正しました。



—令和5年10月1日から変わります—

「10歳以上の男女を混浴させないこと。」



「7歳以上の男女を混浴させないこと。」



出世大名  
家康くん

©浜松市

皆様が快適に利用できるよう  
ご理解とご協力をお願いいたします。

浜松市健康福祉部保健所  
生活衛生課／保健所浜北支所

